

十	九	八	七	六	五	四	三	二	一	○
償	發	發	振	額	最	發	發	用	名	發成省令
還	行	行	替	低	額	行	行	振	稱	國行條件等
期	価	単	面	金	額	方	方	替	及	告示第
限	格	日	位	金	額	法	法	法	記	三百二十八號
た	平	十	額	平	す	額	の	特	國庫短期証券	財務大臣
だ	成	九	面	成	る	の	振	社債	(第一項)	(昭和五十七年大藏
し	二	錢	成	の	記	替	引	債	法律(平成十三年法	省令(昭和五十七年大藏
、	錢	金	。整	記	替	本	日	社債	律第23号)	省令(昭和五十七年大藏
償	額	額	載	定	替	替	振	會計	第23号)	省令(昭和五十七年大藏
還	厘	百	數	規	機	機	適	別	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
期	十四	年	又	倍	銀	銀	用	年法	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
が	償	償	の	は	行	行	下	律	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
銀	還	還	記	規	行	行	「振	律	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
行	期	期	定	定	行	行	替	律	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
休	が	つ	金	金	行	に	法	第	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
業	銀	き	額	額	よ	よ	「振	年法	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
日	行	九	に	は	る	る	替	律	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
に	休	九	つ	よ	る	よ	と	第	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
	業	九	き	る	る	る	し	年法	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
	日	九	十	も	最	最	もの	第	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
	に	九	十	額	低	低	とし	年法	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
		九	九	も	口	口	ため	第	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
		九	九	の	面	面	のため	年法	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
		九	九	と	座	座	のため	第	第46号)	省令(昭和五十七年大藏
		九	九	金	簿	簿	のため	年法	第46号)	省令(昭和五十七年大藏

十  
三  
二  
一

払 場 元 償  
込 所 金 還  
期 支 金  
日 払 額

平 日 額 償 当  
成 本 面 還 た  
二 銀 金 金 る  
十 行 額 を と  
三 百 支 き  
年 円 払 は  
九 に う 、  
月 つ 。 そ  
二 き の  
十 百 翌 営  
日 円 業 日  
に